第 11 回熟議『学校選択制』議事内容（平成 24 年 9 月 7 日）

事務局

おはようございます。9 月に入りまして、熟議の方も当初の予定では今月末までにまとめるという形で、その月に入ったところでございます。過去 10 回熟議をやらせて頂きまして、今回 11 回目となっておりまして、今日を入れまして、予定では残り 3 回という予定を立てております。これまではグループでの議論を中心におこなってきましたけれども、今日を入れて残り 3 回は、全体でまとめの議論を多々して頂きたいと思っております。

先週、まとめにあたりましての項目というものを、提示させて頂きまして、基本的にその項目に沿った形で、ファシリテーターのお二人の先生と事務局の方で、これまでの熟議での議論をできる限り反映するという形で、今日はお手元に案ということでお配りしているところでございます。今日一日で全てを見るというのは時間的に問題があると思いますので、今日から残り 3 回にわたりまして、この原案を基に、いろいろ気になる点もあろうかと思いますので、ご意見を頂きまして、より良いものを作っていきたいと思っておりますので、今日も一日よろしくお願いいたします。

ファシリテーター

おはようございます。それでは早速ではございますが、お手元の次第に基づきまして、進めて参ります。報告事項の 1 にございます、熟議の各グループの主な意見ということですが、前回第 10 回 8 月 30 日の二グループに分かれてからの A グループ、B グループの主な意見ということです。こちらは事務局から事前に配布があったかと存じますが、ご一読頂き、あくまで参考としてください。

それでは次の議事内容に移ってまいります。議事内容としましては、熟議の議論の整理について、となっております。整理項目につきましては、前回の熟議で皆さんにご確認頂いた方向を考えておりますが、変更がございますので、後ほど事務局から説明をお願いします。さらにファシリテーターと事務局で、議論の経過を基に、項目毎に、内容を詳細に整理したものを、本日お配りしております。ではその内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

（資料 2－1 の説明）

（資料 2－2 の 1 ページから 16 ページの 4 番までの説明）

ファシリテーター

それでは一旦ここまでの説明で一区切りをつけたいと思います。ただいま事務局より説明がありました内容について何かご質問やご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

委員

少し紛らわしいので確認させて頂きたいのですが、2 ページのカッコ 3、「学校選択制」っていう場所なんですが、この、「いわゆる学校選択制と言っている」という、この内容は、今私達が議論している学校選択制とは違いますよね。同じ事を言っているんですか？

事務局

同じことでございます。学校選択制の根拠規定の方を、このカッコ 3 は説明しておりまして、学校選択制と呼ばれている制度の根拠となっているのは、この学校教育法施行規則第 32 条ということで、教育委員会がお子さんの就学する学校を指定する前に予め保護者の意見を聞くと、その聞いた保護者の意見を踏まえて、そのお子さんはこの学校へ行ってくださいということを指定する、そういう制度が、いわゆる学校選択制と呼ばれている制度でございます。

委員

そういう理解はしているんですが、はじめのところにね、学校選択制の導入について議論する、導入するかどうかについてっていうことが、市長就任後というところに書いてあるんですが、3 月より区長と連携して学校選択制を導入するかどうかについて、意見を聞いているという表現があって、この表現っていうのは学校選択制は導入されていないっていう基本で書かれていると思うんです。それに対してここでは学校教育法施行規則で既に学校選択制というのはあるんだというふうにとられてしまうんですが、このあたりはちょっと混乱しないような仕方が必要じゃないのかなと思うんですが。

事務局

基本的にはこの 1 ページの下から 2 ページにかけては、学校選択制だけではなく、就学制度、この熟議でいろいろ議論させていただきましたけれども、基本的に、それの根拠となる法制度的なものを、事実関係を列挙をさせて頂いてるところでございまして、そういう意味で言いますと 2 番目がですね、この間議論していた指定校の緩和、これもこういう形で根拠法令がありますということで、一応今回の大きな項目で、一番目が、もともとの原則というところですので、原則とそれに応じての 2 番 3 番というのを熟議で今回議論して頂きましたけれども、それぞれの根拠法令という形で、改めて書かせて頂いております。全体の繋がりがありますので、紛らわしい事であれば表現等は事務局の方でも、もう一度検討しますが、一応記載しておりますのは、そういう趣旨で記載しております。

委員

指定外就学の基準の緩和なんですけれども、大阪市では現在は 1%にも満たないということですが、他都市の場合は指定校変更というのは、認めているところは何割ぐらいの生徒

さんがそれぞれの地域の全体の何割くらいの方が利用されているんでしょうか。数字は出てるんですが、何割くらいっていうのがちょっと分からないんです。学校選択制の場合は2割くらいとおっしゃってましたか？何割くらいかというのは今まで頂いていた資料に出ていたかと思うのですが、指定外就学の場合はどうでしょうか。

事務局

この間いろいろ分かりやすい資料をと言う意味で調べさせて頂きまして、できる限り公的な資料をという形で、文部科学省が出している資料が一番はっきりしておりますので、そこを中心に調べさせていただきまして、指定校変更の分も、先程資料3の13ページ以降で係数等はこのように事項別に文部科学省が整理しておりますので、これが一番しっかりしたデータと思っておる訳でございます。ただ文部科学省も全国状況で、各都市ごとでのデータは、公表しておりませんので、調べるということであれば、個々の自治体に聞かなければならないという状況になっておりますけれども、この間指定都市の方も、資料を収集した時にいろいろお聞きしましたけれども、率的には、さほど高くはないという印象を受けております。ただデータ的な数字はもらっておりませんので、ちょっといくつか収集をしたいと思います。それと東京都区部の方はですね、特に選択制を実施していないところは、この指定校緩和、先程説明で4区ありましたけども、ここはやっぱり10%越えるような希望という状況と聞いておりますので、自治体によっても非常に差が出ているのではないかと思っております。またデータの把握に努めさせて頂きます。

委員

13ページにおきまして、大阪市におきましては「指定校変更制度」を、「指定外就学」と言う形で言われているんですけれども、議論の中で「指定校変更」とか、「指定外就学」とか、表現の仕方が紛らわしいので、できましたら「指定校変更」とか、そういう全国的に使われている言葉で統一されたらどうでしょうか。「指定外就学」と、「指定校変更」、何か違うような表現の仕方というか、意味が違うのかなとか、ちょっと誤解を与えるような気がしますので他の全国の例に倣って、全て「指定校変更制度」と言う風に呼び変えたらいかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。13ページの表現はですね、現状といたしまして、これまで本市の方で指定外就学と呼んでいた経過がありますので、この表現にしておりますが、実はこの資料をまとめるにあたりまして、ファシリテーターのお二人とですね、表現は正しく理解してもらうように、市独自でやっているのであれば、より一般的な名称に、ここだけに限らず、そういうような整理もするべきではないかという意見は頂いております。これはあくまで経過として書いておりますけれど、そのへんは今後整理する中で考えていきたい

と思います。ありがとうございます。

委員

頂いた資料をずっと読んで行く中で、2 ページ 3 ページ 4 ページ辺りに国の規制緩和の動きの記載があったんですが、改めて思ったのが、2 ページだと下から 4 行目のところで、「地域の実情に即して可能な限り」という表現、それから 3 ページの上から 3 行目も「地域の実情に即してこの制度を運用について検討する必要がある」と、でこの 3 ページのマル 1 のところでも地域の実情に即し、で 3 ページ下から 2 行目のところでも「地域の実情に応じた導入を促進し」、そして 4 ページの 4 行目のところ、ここは「児童・生徒・保護者を含む地域住民の意向を踏まえた検討を」と、で、この項の最後のところでも、「学校選択制については地域の実情に応じて普及を図る」、というふうに全国の流れの中でも、その自治体において、この制度が適切なのかどうかを十分考えて導入するという観点が非常にハッキリ書かれているんだなということが、規制緩和ばかりで考えていたんですが、全国的にもそういうところが求められているんだなというふうに感じました。そういう意味で言いますと、このはじめにの 1 ページのところの一番最後のところ、なにについて議論を行うのかの、「学校選択制を含む就学制度全般について」について、本市の実情に即した就学制度全般という風に考えて、みんなで地域の事を議論してきたと思うので、どこかに本市の実情に即した就学制度全般というふうな文言を入れていただければなと言うふうに思いました。そういう観点から見ますと、本市の実情というのをもう少しこの中で、先程まで議論した 14 ページのところでも詳しく書く必要があると思いまして、例えば 13 ページの点が上に二つありますが、学校別教室数の状況であるとか、周辺区の小学校の状況、この二つは収容面における大阪市の実情が書いてあると思います。ただ統計で出す場合は細かいのに、ここになると急に抽象的になってこれではちょっと大阪市の状況がよく分からないというふうな記述で終わっておりますので、もう少しここのところはあつく、具体的に書いて頂いたら、大阪市で適切な導入を考えるにあたって参考になると思いました。そういう意味ではその下にあります、これまで小学校区を単位としたというところの記載も、大阪市の実情として、地域が重要な教育学習資源として機能している部分が、もう少し大阪市教育委員会として進めてきた事を明確に書いて頂く方が、おそらく大阪市の実情が良く分かるかなと思いましたので、そこは補充をお願いしたいと思います。

それから形式面で気付いたところを 2 点ほど申し上げますが、3 ページ目のマル 3 のところで、平成 10 年度に三重県が導入したというところで、結びが「多くの自治体で学校選択制が導入されている」という風に書いておりますが、多くというと、大体半分以上っていうのが多くのイメージだと思うんですね。だから、多分そういう訳ではないので、何割程度の自治体がというふうに、具体的にお書きになる方が、正確と思いますので、そこの修正をお願いします。それからその次の 4 ページのところも、2 のカッコ 1 マル 1、全国調査は平成 18 年度以降されていないということなんですが、その後に廃止した自治体のところ

を見ると全て平成 20 年度以降の廃止の例が書いてあるので、今把握している程度で結構ですので、その後増えているのか減っているのかの動向について何か把握をしていたら、ちょっと加えて欲しいと思います。もう 1 点だけ、7 ページのところなんですが、B の制度を変更した自治体というところでいろんな区のことが書いてあるんですけど、この「新宿区は」って書いてあるところの下に点が二つくらいありますが、この二つは新宿区の事であれば、この点二つはいらないと思いましたので、ちょっと読みにくいかなと思ったので、もしそうであれば修正お願いします。現時点で気づいた点は以上です。

事務局

ありがとうございます。7 ページ目のところは、この 3 点は新宿区の事ですので、ご指摘のように分かりやすいように修正させて頂きます。それから 3 ページ目のところの、今のところ多くのというのは、データも付けておりますので、そのデータに即した形で表現の整理をさせて頂きます。それから一応文部科学省の方のデータが一番先程申し上げました通り、公的という形でやっておりまして、文部科学省の今出ているデータが今申しましたように年度が全て整理されておりません。20 年度の分もですね、そういう表現なんですけれども、今委員からもありましたように、そういうデータがあるのか、今一度文部科学省の方には確認はさせて頂きたいと思いますけれども、ひょっとしましてそのデータが、文部科学省で出せるデータがまだ整理できておりませんというご回答であればこのままになりますが、今一度確認はさせて頂きたいと思います。それからあくまでも、この熟議、制度だけではなくて、今の就学制度をどう変えて行くのかといったところで本市実情も含めまして、熟議ではお話をして頂きましたので、それで行きますと、本市の状況を書いたところも含めまして、特に今ありました施設面のところは、これはこちらからもお聞きしたいのですが、データとかも出した方がより分かりやすいということもあるんでしょうか。

委員

13 ページの上の二つに書いてあるのは、周辺区の学校では余裕のある学校もあるけど、学区内のほとんどの小学校が該当する区もあるとかいうのも、もし分かるのならどこの区では例えばこうであるとか、こういう区ではこうであると言う事を書く方が、やはり具体的な話の方が良いと思います。

事務局

分かりました。その辺りの区名というのはもう一度検討します。

委員

今の 13 ページのところなんですけれども、4 分の 1 の学校が収容対策が必要ということで、書かれてるんですけれども、12 ページのところではですね、昭和 50 年当時と比べ、小

学校の規模が小規模化しておりということで、学級数が減ってきているということと矛盾するのではないかと思っているんですけれど、それはいかがでしょうか。

事務局

現状で言いますと、市内の方でマンション等が出来出したのが、ここ最近あるんですけれど、実はですね、この中心部の方もそうなんですけれども、昭和の後半から平成に、学校の建替えは市内だけでも 300 校ありますので、計画的な建替えをずっとしているんですけれども、いわゆる築年数の古いものから基本的に順次建替えを行う。特に昭和の後半から平成にかけて建替えたところが、例えば以前は、その学校では 15 教室くらいの部屋があったのが、例えば建替えは 10 教室分という形に建替えた後の規模が、小さくなっているんです。それはなぜ小さくしたのかと言いますと、建替えに関しましては、国の補助金が出るわけですね。それで言いますとこの国の補助の考え方があるんですけれども、国の補助の考え方は、この建替えの時から向こう 3 年くらいの推移を見ますので、その後の先々に増えると言う推移はなかなか補助の考え方の中に入っていない、これは荒っぽく説明させて頂いておりますけれども、そういうところで、この昭和から平成のとこはですね、やっぱり市内の人口も、まだここまで中心部にマンションが建って増えるという見込みは当時たっておりませんでしたので、その時に建てたものが、以前に比べるとやや減っていると。それともう一つはですね、その中心部のところは概して学校の敷地が狭うございます。周辺区に比べて狭うございますので、そういった状況があって、12 ページの上の点のところのように、規模自体はそのような状況で小規模化をしてきてるわけでございますが、13 ページに書いてますように、特にここ 10 年くらいは、市内で、具体的に言いますと、中央区とか西区、北区、天王寺区辺りはですね、マンション、特に最近高層マンションが建つ傾向がありますので、一棟で 200 戸 300 戸というマンションも出てきておりますので、この推計でございますけれども、このへんの学校はですね、ここ最近は教室のやりくりに今ちょっと苦労をしている現状もございますので、こういう表現なっております。ちょっとここだけでは分かり難いところもありますので、今一度読んで頂いて分かりやすいように工夫はさせて頂きたいと思います。状況といたしましては、口頭での説明としてはそういう状況になっております。

委員

5 ページの真ん中、表の下の平成 20 年度、文部科学省のアンケート調査、平成 20 年 4 月 1 日現在というところは、この資料 3 のことになりますよね。この部分がこのこちらの資料 3 の 2 の方で非常にアバウトに書いてあるんですけども、資料 3 の 4 ページと 5 ページの数字というのは、非常に実は大変重要な事を表してるんじゃないかなと思います。資料 3 の 8 ページの方は、学校選択制を導入していない市区町村教育委員会の状況ですね。つまりは大阪市の今の状況ですね。で、熟議の我々の語っている状態もそういう状態な訳

なんですけれど、いわゆる導入してない場合だと、このグラフを見ても 151 のうち、例えば大半の話になっている B の「地域との連携が希薄になるおそれがある」というのが、151 分の 106 を占めている訳ですけれども、現実 4 ページの方の、実際実施した結果の方は 128 分のたった 8 になっていると。他の項目も全部そうですね。学校間の序列化や学校間格差がというのも、導入してないところは 151 分の 63 が恐れている訳だが、導入してみたところは 128 分の 3 しかないと。こういうもろもろの数字というのは、どういう形でまとめているのかということですけれど、これはちょっと載せないとまずいのではないですか。アバウトなこの 5 ページの書き方ではまずいですよね。

事務局

ありがとうございます。この 5 ページの方ですね、すいません今見た資料 3 の方はですね、文部科学省の方がいろいろな事項を、課題も成果もどちらも整理をしておりまして、特にごく一部という形で書いておるんですが、今ご指摘のように、ちょっとその資料 3 はですね、ある意味で言えば正確に反映しきれていないところも今のデータを含めてあろうかと思いますので、ちょっとこの二つの点につきましては、全体的に分量を増やして、資料 3 を今ご指摘のように、出来る限り反映した形で表現するように、事務局で今一度再検討させて頂きます。

委員

先程の地域との関係、地域の配慮が実情に即してという事に対する配慮が明記すべきではないかということで、その理由として国の規制緩和の動き、2 ページから 3 ページにかけての記述から、いずれもその旨が書かれているという話でございました。地域との関係は非常に重要であるというのはそうだと思うのですが、こういう風に、同じ言葉で全部出ているのではないかということになるとですね、例えば保護者の希望とか保護者の意向を、というような言葉も、やっぱりそれぞれみんな出てくるんですよね。62 年の 5 月以降、保護者の希望を活かそうということがありますし、平成 9 年でも保護者の意向に十分配慮したという記述がある。13 年は今までよりも保護者に児童生徒の希望に基づくという。15 年の規制された際というのも保護者の意見を聴取するとあります。そういうようなことがあってですね、これを載せるならあれを載せるというような事が非常に多いんですね。それでここをあの事実としてこういうふうに、ここに記載されておりますので、これは実の経過として、こういうふうに書かれてという事で、了解したら良いのではないかと。前文の方に、はじめのところに載せると、またこれが過不足だとこっちの意見が出て来たりするんで、ここでは事実関係としてこれがあるから私は良いのではないかと、またそれをやりますと、じゃあどっちが配慮することなんだという議論を巻き起こすのではないかというふうに思っております。それから資料については確かにいろんな資料を正確に載せて頂くというのが大事だろうというふうに思います。でアンケート調査につきましても 16 ページ

の資料のところで開催状況等、学校教育フォーラム等のアンケート結果という一覧がありましたが、まだ六つぐらいのケースに留まっているかと思いますが、直接保護者の方のアンケートとかですね、そういうのをここの添付の資料として体裁をお願いしたいというふうに思います。

事務局

ここの資料に関しましては、今日は資料の番号もついておりませんが、基本的に今までの熟議でお示しをさせて頂いた分でございます。特にここの区のフォーラム関係の資料に関しましては、現在、各区役所の方で順次整理出来たものからアップしておりますので、区役所のホームページの方でアップされている資料は、基本的には全て載せて行きたいと考えております。

委員

補足します。すみません、私の先程の言いぶりが十分でなかったのかもしれないのですが、この規制緩和の中で書いてある事は、「地域の実情に即して」ということで、「地域だけを重視する」ということではなくて、大阪市の在り方としてどうかと、大阪市の教育としてどうかという視点を入れているだけですので、別に地域だけを重視してもらえたらいいとか、そういう視点ではないのです。その後に少し地域との関係での大阪市教育委員会の方針をという説明をしたからちょっとミスリーディングがあったかもしれないのですが、「地域との関係を重視した就学制度全般」ということではなくて、「大阪市の実情に即した」ということの視点を入れるということですので、そういう意味ではこれはむしろ書いておかないと、抽象的な学者さんの議論じゃなくて、ここ大阪市でどうするかの議論ですので、そこの視点を入れることは特段問題は無いのではないかというふうに思います。補足です。

委員

補足なんですが、ここのところはそうした問題については、対象検討材料になっておりませんけれども、さまざまな手法とかそういう事で具体的に検討されて、そこで述べられるというのが妥当だろうと言う風に思います。

委員

先程の委員のお話に絡むのですけれども、この 4 なのですが、これ平成 20 年度の資料 3 の、文科省のアンケート結果なんですが、平成 20 年 4 月実施ということになっているんですけれども、見直しの検討に入っている自治体というのは平成 20 年度以降が、やはり多いと思うんですね。ですので、この実施され始めたというのが、2003 年くらいからだいたい実施され始めていると思うんですれども、実施している自治体が増えたピークというのがおそらく 2007 年くらいじゃないかと思われるんですが、その頃以降にですね、見直しが増

えてきているということですね。ですので、その実施されはじめてそれほど年月が経っていない自治体も多かったかと思うんです、この 20 年のアンケート結果の場合ですと。そうしますと、地域との関係が希薄になったかどうかとか、デメリットの面というのが出てくるのがやはり時間がかかると思いますし、現在その 20 年度から 4 年経っておりますので、この後デメリットが出てきて、どれくらいの学校が見直したかというのが非常に重要だなと思うんですけれども、やはりその後のデータが無いというのが議論がやりにくいなというのが率直な感想でして、ちょっとその 20 年度のデータをそのまま検討材料にするというのもどうかという気がしています。

事務局

ありがとうございます。事務局といたしましては、ここも含めまして、データはなるべく新しいものをという形になっております。ただやはり出来る限り公に出ているデータとなってきますと、文部科学省のデータというのが一番先に整理するデータになってくることは事実でございます。ただ文部科学省も 20 年度から 3 年 4 年と経っておりますので、当然この整理をした以降の分は、このデータの中に反映されていないという意見はその通りでございますけれども、そういう意味で言いますと、現状といたしまして、見直しと言う形で 5 ページ 6 ページ 7 ページくらいにですね、特にここで言うところの東京都区部で行われてます、新宿区とか、あるいは 6 ページの杉並区というのはもう去年、今年の動きでございますので、出来る限り、このへんでやられてる事は個別に確認させて頂いて、必要に応じて該当する教育委員会の方にお聞きをしてですね、記載をしておりますので、データ的にはもう一度文部科学省の方へ確認はさせて頂きますけれども、やはりデータとしての一定の期限がありますので、そこの整理の事を含めまして、20 年度で整理をしたデータではとかという年度もはっきり書くなり、そこは工夫をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員

先程からさまざまなデータのことをおっしゃって頂いて、確かに文部科学省の学校選択制についての調査について 18 年以降 6 年経過した中で全く出てこないと言う事で、基本的には学校選択制については平成 18 年のデータが直近のデータという事で、一番全体のデータとしては、採用されるデータとしてはそれが一番だと思いますけれども、ただ私はね、やはりデータだけで大阪の学校選択制を議論するのはちょっと違う話なので、確かに平成 20 年度の文科省のアンケート調査も出ていますけれども、少なくとも 4 年経っているなかで、大阪の実情を先程からさまざまおっしゃっていただいてますが、こういう地域との連携が深い中、大阪の学校選択制を考えるについてはですね、あまりデータ重視という考え方は、大阪には馴染まないと思います。特に制度の見直しを行った自治体の例を上げていますけども、前橋市とか長崎市では、当然政令指定都市ではないですし、大阪市程大きい

自治体でもないという考え方の中で、特に参考になるとしたら東京都区部のデータが一番参考になるけれども、熟議のなかで何度も議論させて頂いてますけれども、東京都と大阪市の事例は、全然地域事情とか、区の規模とかが違うので、もう少しそういう事から考えれば、大阪の地域事情をもう少し書きこんだうえで整理をしていって頂ければありがたいと思います。あくまでも、東京都と大阪市は全く違うものと私は認識していますので、その辺の書き方については、あくまでもデータについても参考という事でいいのではないかと思っています。確かに直近のデータでは一番参考になるんですけれども、データだけではなく大阪の教育、あるいは地域の実情をもう少し、全面に出した方がいいのではないかと考えています。以上です。

事務局

ありがとうございます。今のご意見に致しましても 11 ページから 13 ページにかけて本市の状況を今書いておりますけれども、先程からもご意見頂いておりますので、そこを整理する時に、今のご意見も参考に整理をさせて頂きます。

委員

何点かコメントさせて頂きたいと思います。まずこれはどこで申し上げるべきか悩ましいところなんですが、今言っておかないと話すタイミングがないかと思うので、指摘させて頂きたいと思います。その前段として、地域の実情に即しという文言に特段にこだわらないと言う事については、私は委員のおっしゃった通りだと、こういうふうに考えております。ただその上で本市の実情に即したと言う事について、関連して申し上げますと、このはじめにのところなのか、終わりのところなのか、場所は今後要検討だと思うのですが、もっとも根本的な回答として、全体としてどうして今、この学校選択制の議論をしなければならなくなったのかと。学校選択制を導入しなければならないという意見が、強く出されるようになったのかという経緯と申しますか、基本的な背景の部分が、ちょっと全体として欠落しているのではないかと、こういうふうに考えています。この間あった事を客観的に振り返っていくと、もちろん市長の方針として学校選択制を議論してもらいたいという大きな方針があったということがありました。これがなければ、おそらくこの熟議もなかったわけでありまして、それについては一言触れてありますが、そういう流れがあったということは、もう一回押さえておく必要があると思います。

更に議会でも、学校活性化条例の議決があって、学校を活性化させる一つの手段と申しますか方法論として、指定外就学を含めて、もちろんこれは学校選択制も含めてですが、そういうことを検討と言いますか導入しなければならないという議論もあったと。更に、この熟議の中での議論で、学校選択制だけではなくて、指定外就学も含めて、校区と申しますか、学校を選ぶ問題全般について取り扱って議論をしなければいけないという変更もありましたよね。そういう、個々具体的な問題も非常に大事なのですが、もっとも根幹的

な、何故今なのかという事について、ちょっと触れかたが弱いのではないかと思います。この議案の中には、例えば、指定外就学許可基準の緩和を、今まで大阪市はあまり考えていなかったというような記述も確かにあるんですが、それだけでは、なぜ今この議論をしているのかという答えにはならないと思っておりまして、そういう記載をして頂く事が大切ではないかと思っております。

それから細かい事も追加で申し上げたいと思いますが、先程委員がご指摘した事と関連して、8 ページのところに全国の数値が出ていて、指定校変更についてですね、大阪市がこれと比べてどうなんだという議論があるわけですが、後の方で指定校変更について 732 件という実数が出てきます。ここでは平成 21 年度から平成 20 年度の学年途中ということが明記してあるのですが、732 件についてはいつからいつまでの件数なのかと言う事が、明記されていないので、そこで少し分かり辛くなっているのではないかと思いました。それから、最後に 16 ページのところですが、さまざまな意見が出されたというところのくだりで、フォーラムでさまざまな意見が出されたと言うとこのくだりで、ちょっとこれは熟議でも申し上げましたが、選択権の保障という絶対的なメリットと申しますか、そういう意見も確かにあったはずです。選べれば、それぞれが選択できれば、こういうふうに学校は変わりますよとか、保護者にとってこういうメリットがありますよという意見も確かにあったのですが、まずその選択権を保障すべきだと、選びたいところを選ぶ権利が、それぞれの児童保護者に与えられるべきだという意見も、フォーラムの場面では、あったと思いまして、ここがこの中で出てこないので、少し今までのフォーラムの経緯を振り返ってみる事が必要ではないかと思いました。以上です。

事務局

ありがとうございます。まず、導入の経緯で事務局と致しましては、この「はじめに」で書かせて頂いたつもりですが、今委員がおっしゃるように、この間条例関係もいろいろ動きがあったのは事実でございますけども、その事については全く記載がされておりませんので、そういう意味で言いましたら、これではまだ不十分というご指摘もありますので、そこも含めまして、この間の経緯をもう少しきっちりと押さえたいと思っております。

それから本市の指定外基準の件数で 12 ページにありますが、これはその時点での許可件数を集計しておりますので、例えば、転居で 4 年生になりますと、その後 5 年生 6 年生となっていくんですが、卒業するまで毎年申請してもらう必要があります。一回申請してもらったからといって卒業まで申請なしではなくて、同じ事由であっても毎年申請してもらっていますので、その時に、5 年の時に卒業までどうぞということではなく、5 年の時も 6 年の時も手続きをしてもらいますので、あくまでその調査時点で何件許可されているかという件数で挙げております。この件数がいつからいつまでかというのではなく、あくまでその時点での許可件数を、各区区役所の方へお聞きをして、それを集計した数字を挙げているところでございます。先程ありましたように、指定外就学の率的なものは、どこかに

データがないのか把握に努めさせて頂きたいと思います。それから区のフォーラムの方も、出来る限り各区の方で24区で全ての意見を書くのはちょっと物理的なものもありますので、できる限り多く意見を寄せられているところで整理をしたつもりでございますけれども、今委員の方からもお話がありましたので、今一度各区の資料を確認して、抜けている点は補足をさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

ファシリテーター

まだ手が上がっておりますけども、時間が大変気になって参りました。それで、大変申し訳ございませんけれども、次の項目、先程前半だけの説明でしたので、次の項目について事務局より説明をお願いし、後に時間的に余裕が出ましたら、今までの事についても、ご質問等、ご意見等をお聞かせ頂くというふうにしていきたいと思います。大変恐縮でございますが、それでは事務局の方から説明をお願いします。

事務局

（資料2－2の16ページから5番から33ページまでの説明）

ファシリテーター

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局よりの説明がありました内容につきまして、ご質問、ご意見を伺いたいと思いますが、時間がずいぶん切迫しておりまして、大変申し訳ございませんが、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞご発言頂きたいと思います。

委員

一つ気になったところがあるんですが、資料2－2の25ページのところなんですけれども、dの進学中学校というところに書いているんですけれども、熟議をしている時に、例えば小学校を選択した場合、そのまま該当する地域の校区の中学校に選択出来るものと認識していたんですけれども、これを読んでいると、小学校は例えば選択して校区外のところを選んだ場合でも、中学はまた、自分の校区の中学校へ帰るように受け止めたんですけれど、これはどうなっているんでしょうか、ご説明をお願いします。

事務局

基本的に、ここの25ページのdの下の点に書いてありますように、この受け入れ人数、いわゆる学校の施設収容面の、これが一番のキーポイントになっています。正直言いまして、今現状で見ましても、区によって、区の中でも学校によってですね、状況に非常に差があるのが現状でございまして、このdの、ある意味で小学校の段階で、校区外の学校へ行くと、するとそこで友人関係ができますから、中学へ進学する段階で、そのお友達との

関係を保ちたいと言うのは、ごもっともな事かと思います。そういう意味で言いますと、この下に書いておりますように、今後基本的に各区の方で意見集約等も行って頂きますので、正直今言いましたように区によって全然実情が違いますので、今おっしゃったところはですね、その下の例えばというところで、通学区域というので、熟議ではこれを基本に押さえようかと、いう形で来させて頂きましたが、今言ってますように、この後に、ｂとかｃとかｄとかの項目に関しましても、区によりますと通学区域とほぼ同じような考え方で、半ば保障するといった区があろうかと思いますので、そこはあくまでも施設収容面も含めましてですね、出来るところは事務局的には考慮すれば良いところもあるのかと思いますが、現状と致しまして、24 区全て、この考え方を示すと言うことが、現状では難しいところもあります。この辺は考え方を全部お示しさせて頂きますので、それで各区の方に、また詳細なデータを区長さんの方には提供させて頂きますので、それも区役所の方で分析をして頂きながら、また必要なデータは意見集約の時に参加する保護者の方にも提示する必要があると思いますけども、その中で議論していきたいと思っておりますので、今現在で、別にこの考え方を排除するとか言う事ではございません。

委員

今のところなんですけれど、結構重要な話だと思っていまして、その 25 ページの二つめの点のところで、順位をですね、予め決めておく必要があると言うくだりがあるんですが、確かにそういう方向性もあるわけですが、この順位の決め方については、区ごとにやっても良かったりとか、あるいは順位を付けずにフラットに希望を聞いて、最終的には人数のやりくりで、という方法論も排除しないでおいて頂いた方が、実際に導入を検討する際には、議論はやりやすいかと思います。

事務局

事務局といたしましても、出来る限り区の意見の中で自由なお話が出来るように、選択肢は幅広くしたいなと思っています。ここではこの三つ書いておりますが、これに関しましても、区によって違いますので、しかも詳しく見ますと、特にこの兄弟関係とか進学中学というのは、いわゆる小学校選択よりは中学校選択で出てくる項目と、距離からは小学校も中学校もと言う形になりますと、そういう状況がこのｂｃｄで、単純に順位をつけるというのもどうかと言うところもありますので、その辺はちょっとここの表現も含めまして、実態は区の方の実態に即して、これをどう反映するのかというのが、一番最優先するべきものかというふうに思っております。

委員

それに関連してのことなんですけれども、この 7 の項目について全般的に言えることですが、常にそういうような疑問が出てくるんですね。ただ原則に帰りますと、ここに書い

てある事は、必ずこれでやらなければいけませんという性格のものではないと思います。もし、やらないとそれはあれですけども、やるとすればこういうふうにきちんと配慮してくださいね、対策とってくださいねとか、あるいはこういうふうにやってくださいねというようなものだろうと思います。それで、私個人としては決してこれをやりかたはベストだというところまでの自信はないです。他にもっと専門的な知見を持った方、あるいは実際なさった方はもっと良い知恵があるかもしれません。ですからこれは完全に完成形だと言う風には思っていません。私の具体的な提案なんですけれども、21 ページの 7 の各手法の概要についてというところに、一文、たった一文のですね、挿入されたら間違いを犯されないのではないかという気はするんです。その内容はですね、各障がいについてというその後のところに、熟議で検討した標準的なモデルと、それに関する意見は次のとおりであるというふうにしておいてですね、これがその熟議が実際にやるために、やるための命令的な決まったものではないということ、あくまでも一般的に言えること、標準的に言えることを私達はここで考えてみましたと、それについていろいろな問題点が出ていますということを一文でここに書いておけば、全般的なこのカッコ 1 の学校選択制マル 2 の指定校の変更、その他についても全体的な位置づけとしては、こういう事ですという事がご理解頂けるのではないのかと思っております。

事務局

そういった点も、もう一度考慮して、見直すところは見直していきます。

委員

さっきまでのところで一点だけ、私と委員とが、地域の実情に即したというところで同じ意見というまとめをされていたと思うんですが、そこはちょっと違うような意見を持っていたと思って頂けていると思うので、一応何も言わなかったらそうなると困るので、ちょっとそこだけを一点、念押しさせてもらっておきます。あと、さっきまでのところでちょっと言い漏らしたので、一点申し上げますと、15 ページのところのカッコ 3「現在までの経緯」というところで、大阪市として 43 年間今まで越境入学、通学という問題を大きく取り組んできたという経緯があると思うんですね。そこのところが何故その問題が大きく発生していたのかというところが、とてもさらっと書いてあるんですけれども、例えば風評とか偏見で問題が実際にあって、困った経緯があって取り組んできたのかと。もし何かこう経過にそういう事があるのであれば、少し詳しく書いて頂けたらと思います。私自身が大阪市の小学校に行ってないものですから、さらっと書いてあってもちょっと十分実感出来ない部分もありますので、少し補足をして頂ければと思います。もしそういう目的があって、幅広い選択を認めてこなかったという何かの価値観があるのであれば、それも当然書かれて然るべきかと、ここの部分については思いました。それからあと一点だけ、今検討が始まった部分についてですが、17 ページのカッコ 2、就学制度の改善に向けた観点、

これが全ての根本になる部分ですので、ここについては次回も含めて皆様から十分な意見を頂いて決めていくべきだと思っておりますが、最初はこの、子どもや保護者の意向に応えていくというのが一番なのかどうかという点ですね。もちろんこれも大事ですが、我々の議論の中で出てきた就学、指定外就学の基準のところで、いじめの問題、安全の問題、通学上の問題というのはやはり一番大事に実現するべき利益じゃないかという意見があったと思うので、この意向の中には子どもの通学上の安全とか教育的配慮等の観点からの、今お困りの方の必要性をちゃんと実現して応えていくというところも明確に入れて頂く方が、就学制度全般の改善に向けては正しい方向になるのではないかというふうに思っています。今気付いたのはとりあえず以上です。

事務局

ありがとうございます。今の 17 ページはそういう表現も含めまして見直しを、事務局でもう一度考えさせて頂きたいと思います。それから先程の 15 ページの現在までの経緯で昭和 43 年以降の本市での取り組みという形で書いておりますが､今委員がおっしゃるように、ちょっとこの取り組みはなぜ行っていったのかというところが書ききれておりませんので、この取り組みも含めまして、何を行ってきたのか、今との関係はどうするのかというところで、表現は加筆をしたと思いますので、再検討させて頂きます。

委員

前のところに戻るんですけども、一点は委員がおっしゃった部分に重なるんですけれども、今、大阪市がなぜ学校選択制を語るようになったのか、考えるようになったというところが、やはり流れでなっているというふうにしか読めないところがあるので、やはり大きな意味があると思うんですね。大阪の子どもたちを健やかに、そして社会に羽ばたかせることができるような力強い教育を大阪でつくるんだというふうなことが、私はあるのではないかと思っていますが、その辺を熟議の中で、大阪として付け加えていく方がいいのではないかと思います。あともう一つはですね、先程の 20 年度のものをもうちょっと細かくという事と、併せてですね、やはり地域と学校の関係性を、ちゃんと 1 ページの中とかで、学校と地域との関係の整合性、その中で出て来たりするのですけれども、やはり地域と学校の繋がりの現状みたいなところを、大阪と他都市の比較のような方法が別個であった方が良いのではないかと、ただそれをどうやって表せば良いかというのは難しいですね。町会入会率が何パーセントだとか、そういうことではないのかもしれないですけれども、でも、はぐくみネットをやっているとか、こういうことを大阪でやられてるんだというようなことが出てくる項目が別個であった方が良いんではないかと思います。あと一点、21 ページのですね、7 のカッコ 1 のマル 1 の a の 2 個目の点なんですけども、マルが抜けています。

事務局

ありがとうございます。地域との関係で、どこかの特定の自治体と比較するのはなかなか難しいと思いますけれども、先程ありましたように、31 ページもそうですけれども、それ以前に本市のこれまでの現状を押さえているところが、13 ページ辺り、ここでも地域の事に触れております。先程これまで大阪市として取り組んできたことを、しっかりと書いてほしいというご意見もありましたので、今の委員の意見も各場所も含めまして、その辺は押さえたいと思います。おっしゃるように、今のこの経緯的なものは、特に国の流れだけになっておりますので、その必要性と言いますか、そこを押さえる必要がありますので、そこは特に今の段階でも、気付いた段階は、条例関係の動きも含めまして、その表現は全く欠落、書ききれておりませんので、そういった表現を含めまして、ちゃんともう一回整理したいと思っております。

委員

あと、少し指摘をお願いしたいと思います。25 ページのところの h で、学校選択制のための情報提供いうのがあって、手法がずらっと列記されております。更にそれについては 26 ページ以降で、個別に詳細な意見が展開されております。この情報提供というのは非常に重要なウエイトを占めるものだというふうに考えておりまして、やはりこれもきちんと位置付けることが必要ではないかと思います。この h の標題の後に、例えば次のような表現が必要じゃないかと思います。「児童生徒保護者等への情報提供は極めて重要であり、例えば以下のような対応が必要である。」というふうなですね、一文を加えて頂くと、情報提供の重要さを認識頂けるのかなというふうに思います。制度的な基本的な考えとして、これをきちっとやってもらわないと困りますよと言う、一つの意思表示なんですけれども、お願いしたいと思います。それから 28 ページのですね、b のところで、「子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つ」という事の三つ目の点、「子どもたちが就学する学校の指定について」というふうに書いている文、5 行程のものがございますが、これはやはり a の方の事が記入されているかという風に思いますので、a の方に移して頂いた方がよろしいのではないかと、いうふうに思っております。以上です。

事務局

ありがとうございます。記載場所に関しましては今一度再検討しますし、先程の情報提供、これは事務局としても非常に大事なものと思いますので、今委員がおっしゃったことも含めまして、もう一度見てみたいと思います。

ファシリテーター

はい、時間もずいぶん切り返しておりますけれども、貴重なご意見を頂く機会はもうあまり無くなっておりますので、10 分程度、延長させて頂きたいと思いますので、どうぞ 10

分以内で、よろしくご意見を頂きたいと思います。

委員

この議論の整理という、まとめということでございますので、これだけの厚みの冊子になって、文字が並ぶというのは致し方ないのかと思う訳ですが、これが叩き台だと言う事で、これがどのように世に出るのか、またこれを簡潔に簡単に分かりやすくするというのは、非常に難しい部分も、また危険をはらむという部分もあろうかと思いますけれども、せめてこのメリットデメリットの部分などは、分かりやすく並べて頂いた方が、保護者の方々は分かりやすいのではないかと思います。それと、これをまた各保護者に分かりやすく説明するには、また時間を要すると思います。ですので、これが世に出てから、叩き台として皆さんご判断くださいと言って、答えが出るまでの時間がやっぱり必要だと思いますので、その辺りのことを考慮して頂きたいという風に思います。

事務局

資料に関しまして、ちょっと今日ありましたように、最終的にはページ数はちょっと増えるかなと、先程からの意見もどちらかと言えば加筆をする量が多くてページ数は増えるかなと思います。ただ、やはりこれを、保護者の方に最初から終わりまでというのは、相当辛いものがあると思いますので、これの概要版みたいなものは、また整理をして、できる限り最終回頃には、お示ししたいと思っております。それから今後のこの資料の扱いでございますけれども、この前、少しスケジュールのお話させて頂きましたけれども、この熟議の場で、これを整理して頂きまして、基本はこの考え方を押さえまして、事務局の方で、事務局案というのを作ります。その事務局案を 10 月の教育委員会会議の方に提示をして、それを議論する。その時にはこの資料は、参考資料として添付させて頂きますので、この資料も、最終的には区での意見集約の時には当然使われる資料ですけども、併せてこれに基づいて具体的にどうしたら良いのかという事務局案を、教育委員会会議で整理をしますので、それと併せて見てもらう。どちらにしましても、それも含めまして概要版みたいなものは作らなければ、この会議でこれを今みたいに詳しく説明すれば、もう説明する時間だけで足りないという形になりますので、その辺は工夫をさせて頂きますし、また区長会の方でも、どのようにしていったら良いのかと言う意見調整は、今後していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員

市民の方に、区民の方に投げた後の議論の期間なんですけれども、どれくらいを考えておられるんでしょうか。

事務局

これもまだ区長会と詰めておりませんけれども、この前お話しましたように、基本的に大きく制度を変えるとなれば、大きな制度変更ですので、やはり一年くらいの周知期間と、それから学校、我々の受け入れ態勢が必要です。これは仮の想定ですけれども、来年の春に実施するのは、これは不可能でございますから、一番直近で考えられるのは 26 年の 4 月というのが考えられます。これを一応例にとりますと、26 年の 4 月に実施をしようと思いますと、1 年前の 25 年の 4 月、来年の 4 月くらいから、保護者の方に、このように制度が変わりますよという周知も含めまして、スタートをして行く必要があろうかと思います。逆算していきますと、各区で整理してもらいますので、案としましては各区での案が上ってくると思いますが、それはですね、区長さんの方で意見集約はしてもらいますが、意見集約したものを、今一度教育委員会会議の方で、議案として処理しますので、遡って行きますと、4 月から周知をしようとすれば、遅くとも 3 月のどこかの時点の教育委員会会議で議論をする必要があると思います。そうなりますと、それまでに区の案がまとまる必要がありますので、荒っぽく言いますと、2 月末くらいが一つの目処になってくると思います。今考えておりますのは、10 月の教育委員会会議にかけますので、ここの議論経過にもよりますけれども、10 月下旬くらいには区長会の方に提示をしたいというふうに思っておりますので、そうなりますと、11 月、12 月、1 月、2 月という 4 ケ月くらいが考えられます。ただ、必ずしもこの 4 ケ月でやり上げてくださいというのは、区の実情さまざまですから、そこは区長さんの方にお任せして、ただ 26 年 4 月に実施をしようと思えば、このタイムスケジュールになりますし、やはり区の議論がもう少し時間をかけなければならないというふうに区長さんが判断されますと、もうちょっと時間をかけられると思うんですけれども、その場合は 26 年 4 月の実施が困難になってきまして、27 年の 4 月とか 28 年の 4 月とか、実施時期が、実施するにしてもずれてしまいます。そこは区によって、やり方もまちまち、置かれている状況もまちまちですので、そこは事務局では今これ以上のことはなかなかお話出来ないというふうに思っております。いずれにしましても、また区長会の方と詳細なスケジュールは今後詰めさせて頂きたいと思っております。

委員

それで、区で議論される際に、例えば区政会議で議題にして、この熟議のような形で議論されるのかとか、あとフォーラムのような形で、住民の意向を聴取するのかとか、形態がいろいろあると思うんですけれども、できるだけその詳細に検討区分との実情を踏まえるのであれば、詳細に検討できるような形式をとって頂きたいという希望です。

事務局

区政会議におきまして、いろいろ区によって状況が異なっております。今区長さんお二人も参加して頂いておりますので、事務局といたしましても、幅広い保護者の意見の集約

をして頂きたいという思いは持っていますので、そこがちゃんと実現できるよう、区長さんにはお願いしたいと考えております。今言いましたようにいろんなやり方があると思いますので、そこは各区長さんに区の実情に沿ったやり方を考えて頂きたいということ。それは事務局からもお願いしたいと思っております。

ファシリテーター

もう時間がほとんど来ておりますので、最後に委員にお願いします。

委員

ありがとうございます。最初の質疑の時にご質問したかったんですが、今お話に出ていたところが私も質問させてもらおうと思っていたところで、はじめの部分で点の三つめで「市長就任後、教育委員会として保護者や市民の意見を広く聴いて判断するべきであるとし、3 月より区長と連携して、学校選択制を導入するかどうかについて、保護者を中心に区民の意見を聴いているところである」ということしか書いていないのですが、これは実際に誰がいつ決めるねんと、言うところが明確になっていないので、やはりそういったところは区長が、地域の方々の意見を聴いて決めるというのも明確にして頂かないといけないと思いますし、そういった部分を書き入れて頂けたら、と思っております。

事務局

今言いましたように、この熟議の中でとりまとめをしますけれども、併せて教育委員会の方で事務局案を作ってそれを教育委員の中でちゃんと整理をして、その時は今ありましたように、今後どう進めるのかといったところも、はっきりと整理する必要もあると思いますので、そこも含めまして明確に整理したいと思います。

委員

これからの進め方なんですけれど、場合によっては熟議の回数を増やすという事は、期間はもう限定だと思うんですけれども、ありなのかどうなのかという事と、次回は、もうこの資料は配付されているので、説明は無しにして、いきなり議論をということもありかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

どうでしょう、説明の方、今日結構時間とりましたので、委員のおっしゃるように、若干追加するところはありますけれど、そんなに大きな量ではございませんので、特に今日資料を提示しているところの、残っている部分はご一読頂けますと、すぐ質問等に入りますので、それは皆さんさえよろしければ、そのやり方で進めさせて頂きますがどうでしょうか。

（一同異議なし）

事務局

いいですか、それではそこを踏まえさせて頂きますし、基本的に今日を入れて 3 回になっておりまして、この後 2 回あります。その進捗によりますので、皆様のご日程もございますけれども、回数等に関しましては、またファシリテーターと事務局で状況見ながら再検討させて頂きます。

ファシリテーター

特にご発言ございましたらと思いますがよろしいでしょうか。

それでは時間もかなり過ぎましたので、この辺りで一区切りとさせて頂きます。本日、委員の皆様から頂きましたご意見につきましては、今後ファシリテーターと事務局で整理させてい頂きます。それを踏まえまして、次回までに熟議の取りまとめの資料を、加筆修正を行い、改めて事前に配布し、ご確認頂く事を考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは本日の議事につきましては、これで終了とし、事務局へ司会を戻したいと思います。よろしくお願いします。

事務局

（次回日程を連絡し、終了）